

令和6年度 第1回学校運営協議会 次第

- (1) 校長挨拶
- (2) 自己紹介
- (3) 委嘱状交付

ここから傍聴可能となります

- (4) 議長選出(司会より)
- (5) 学校運営に関する基本方針について
 - ①説明(校長)
 - ②質疑
 - ③承認
- (6) 意見交換

※傍聴希望について

学校運営協議会の傍聴を希望される場合は、会長の承認が必要なため、学校へ連絡ください。